所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年七月十一日

広島市南区皆実町一丁目一〇番八号
味日本株式会社
代表取締役社長　西尾　正美

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所	株式の種類及び数	株券の番号
横川　米造　広島県広島市東区蟹屋町一八一五	普通株式一一〇株	無

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 26 年 7 月 11 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①コマツゼネラルサービス株式会社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業３―5498号　④コマツゼネラルサービス株式会社　東京都港区赤坂二丁目３番６号　代表取締役　筆谷欣五郎　⑤本社営業所　東京都港区赤坂二丁目３番６号　⑥平成16年８月19日　⑧平成26年６月２日　⑩450万円　⑪東京都知事　⑫東京都港区赤坂二丁目３番６号　コマツゼネラルサービス株式会社　代表取締役　筆谷欣五郎

Ｃ　①フジキュー整備株式会社　②第３種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第３―1329号　④フジキュー整備株式会社　愛知県刈谷市宝町４丁目２番地１　代表取締役　久米博明　⑤本社営業所　愛知県刈谷市宝町４丁目１番地２　⑥平成24年３月26日　⑨平成26年６月５日　⑩300万円　⑪愛知県知事　⑫愛知県刈谷市宝町四丁目２番地１　フジキュー整備株式会社　代表取締役　久米博明

Ｃ　①特定非営利活動法人遊佐鳥海観光協会　②第３種旅行業　③山形県知事登録旅行業第３―254号　④特定非営利活動法人遊佐鳥海観光協会　山形県飽海郡遊佐町遊佐字石田19―18　理事長　庄司茂正　⑤協会営業所　山形県飽海郡遊佐町遊佐字石田19―18　⑥平成19年５月２日　⑨平成26年６月５日　⑩300万円　⑪山形県知事　⑫山形県飽海郡遊佐町遊佐字石田19番地の18　特定非営利活動法人遊佐鳥海観光協会　理事長　庄司茂正

Ｃ　①株式会社ビッグトラベル　②第３種旅行業　③岐阜県知事登録旅行業第３―324号　④株式会社ビッグトラベル　岐阜県大垣市新田町３丁目６番地　代表取締役　桐山忠康　⑤本社営業所　岐阜県大垣市新田町３丁目６番地　⑥平成26年１月８日　⑨平成26年６月５日　⑩300万円　⑪岐阜県知事　⑫岐阜県大垣市新田町３丁目６番地　株式会社ビッグトラベル　代表取締役　桐山忠康

Ｂ　①株式会社東麗ツーリスト　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３―2275号　④株式会社東麗ツーリスト　大阪市中央区本町橋６―19本町第２今岡ビル505号室　代表取締役　中平永華　⑤本社営業所　大阪市中央区本町橋６―19本町第２今岡ビル1001号室　⑥平成16年６月16日　⑧平成26年６月16日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪市中央区本町橋６―19本町第２今岡ビル505号室　株式会社東麗ツーリスト　代表取締役　中平永華

Ｂ　①キューブラインドトラベル　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３―2483号　④株式会社キューブライン　大阪市中央区東心斎橋１丁目４番７―202号　代表取締役　徐元相　⑤株式会社キューブライン　大阪市中央区東心斎橋１丁目４番７―202号　⑥平成20年11月12日　⑧平成25年11月12日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪市中央区南船場３丁目11番27―301号　株式会社キューブライン　代表取締役　徐元相

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 26 年 7 月 11 日

記

［掲載順序］　（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①株式会社アットホーム　②第３種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第３―1053号　④株式会社アットホーム　さいたま市北区奈良町53番地１　代表取締役　瀧俊也　⑤本社営業所　さいたま市北区奈良町53―１―411　⑥平成21年７月29日　⑦平成26年５月29日　⑧60万円　⑨300万円